

議案第74号

静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1本球場の利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	5,970円	7,960円	5,970円
--	-----	--------	--------	--------

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	5,280円	7,040円	5,280円
--	--------------	--------	--------	--------

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表2第2球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 第2球場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分		
		午前	午後	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	一般	1,500円	2,000円	500円
	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	350円
6月1日から7月31日まで	一般	1,500円	2,000円	1,000円

で	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	700円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	一般	1,500円	2,000円	
	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	
11月1日から翌年1月31日まで	一般	1,500円	1,500円	
	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,050円	

別表2第2球場の利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水庵原球場条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。